

有明海自動車航送船事業会計の定期監査結果に基づく措置について、次のとおり公表していますのでお知らせします。

定期監査結果に基づく措置の公表

令和元年8月20日付31有航監第8号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱本 磨毅穂
同 濱田 義之

2 有航第 4 4 号
令和 2 年 3 月 1 7 日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱本磨毅穂 様
監査委員 濱田 義之 様

有明海自動車航送船組合
管 理 者 西田 寿美生

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年 8 月 2 0 日付 3 1 有航監第 8 号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査意見について

ア 誘客の促進について

当組合は、様々な誘客活動に取り組み、当年度の航送台数は高速道路休日一律 1,000 円の大幅値下げの影響により激減した平成 21 年度以降で最高を記録した。

しかしながら、台湾等の外国人客をはじめとする団体客の減少が見られるなど、利用者の形態の変化がうかがわれることなどから、今後も関係団体や旅行業者との連携を深めるとともに、利用者ニーズを適確に捉えたサービス向上を図り、さらなる誘客促進に努められたい。

イ 管理部門の人員体制について

管理部門の職員については、平成 31 年 4 月 1 日現在で 10 人のうち半数の 5 人が採用後 5 年未満であることから、これらの職員に対し、今後も外部研修等を継続して活用するなど、行政や会計実務等に関する必要な知識や技能の習得を図り、資質向上に努められたい。

2 講じた措置

ア 平成 30 年度の航送台数については、有明フェリー就航 60 周年記念事業として、思い出の写真コンテストなど企画イベントを行い、又、閑散期の特別割引運賃を実施するなど誘致活動に努めた結果、平成 21 年度以降で最高の航送台数を確保できたところです。

令和元年度においては、天皇即位に伴う大型連休による増客もありま

したが、10月以降の消費税率改定の影響等により利用客の減少も予想されるところである。

今後も地元市町や観光協会など関係団体と連携し、修学旅行の誘致を行うとともに、外国人利用客からのニーズが高い無料Wi-Fiを設置するなど、国内外の利用者へのサービス向上を図り、新船建造費補助金還元に係る特別割引運賃も効果的に活用するなど、誘客の促進に努めてまいります。

イ 管理部門の資質向上については、昨年度より一般社団法人日本経営協会が主催する行政管理講座に職員を参加させて知識の習得に努めているところであり、今後も更なる人材育成に向け、外部研修等を活用しながら職員の資質向上に努めてまいります。

3 是正・改善を検討すべき事項

ア 会計処理について

会計処理について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な会計処理を行うこと。

(ア) 固定資産の取得に係る未払金の計上について

多比良港ターミナル船型ドーム空調機及び長洲営業所放送設備の取得については、未払金としての計上が行われていない。

また、多比良港標識灯の取得については、未払金として計上はされているものの、取得日と未払金計上日が異なっている。

固定資産の取得に際しては、資産計上と併せて負債（未払金）計上も行う必要がある。

(イ) 長洲営業所放送設備の除却について

長洲営業所放送設備を更新した際、既存の放送設備も併せて撤去しているが、その除却伺及び除却報告が年度末に行われている。

除却伺及び除却報告は、除却の都度行う必要がある。

(ウ) 預り金の管理について

旅行代理店が発行するクーポンについて、発行時点の額とツアー不参加等による実際の利用実績額との差額を旅行代理店毎に預かり金として管理しているが、債権者である旅行代理店がその存在を知らない状況で長年預り金に計上している。

精算処理を含めた預り金の取扱いについて、旅行代理店と協議する必要がある。

イ 契約事務について

契約事務について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 公有財産の賃貸借契約について

a 職員住宅の敷地について、行政財産、普通財産の分類が曖昧なまま土地賃貸借契約を締結して雲仙市に防災無線子局用地として貸し付けている。

行政財産は原則として貸し付けできないこととされていることから、公有財産の分類を明確に整理する必要がある。

b 契約期間について、同契約書では「契約の日から当該防災無線子

局の用途廃止まで」とのみ記載されている。

現行では、当組合からの契約期間変更の申出ができないことから、契約書の内容を見直す必要がある。

(イ) 多比良港船型空調機改修工事に係る予定価格調書について

多比良港船型空調機改修工事の設計価格は 500 万円以上であり、入札に係る予定価格調書は事業部長が作成すべきところ、消費税抜きで判断したため総務課長が作成している。

ウ 船舶チャーター料金の減免について

婚活支援事業に伴うフェリーのチャーターに対する使用料金について、その都度伺いにより、相手方の参加費収入見込額に見合うように基本料金を一部減免している。

統一的な減免基準を設け、公平な運用を行うこと。

エ 固定資産に該当しない物品の管理について

有形固定資産に該当しない物品のうち、耐用年数が 1 年以上で、重要と思われる物品について、取得後に点検等の管理を行っていない実態が見受けられる。

物品管理簿等を作成し、定期的に点検を実施するなど、適切な管理を行うこと。

オ 特殊勤務手当（食料手当）の支給について

食料手当については、船舶に乗り組む職員に対して月額で支給しているが、月の初日から末日まで全日数にわたって勤務しなかった月でも、公務による負傷、疾病等による場合には支給することになっている。

当該手当の性質上、理由のいかんに関らず全日数勤務しなかった月は支給しないよう規定を改めること。

4 講じた措置

ア 会計処理について

(ア) 固定資産の未払金計上については、これまで収益的支出と同様の取扱いと考え、事業年度末に未払いが発生する場合に行ってきた。

今年度から取得日に未払金として計上を行うよう改めました。

(イ) 固定資産の除却について、当組合では従前より事業年度末に一括して除却を行っていたため、当該資産の処分と除却処理の時期に相違があった。

今年度から処分の都度、除却伺及び除却報告を行うよう改めました。

(ウ) 大手の旅行代理店は、クーポン精算等の経理事務を本社等で集約しており、その件数は膨大で作業負担が非常に大きいことから効率化・省力化のため、クーポン発券と同時に精算完了としている。

また、当組合においては、団体航送時に減員等があったときは当組合から不乗証明書を団体添乗員等へ発行することによって、航送運賃の精算としているが、旅行代理店が再精算しなかったことなどで、入金額の一部が過入金で精算されない金額を預り金としていた。

今後の預り金の処理について、1 年以上経過したものについては、精

査の上、収入に振替えを行い、直近のものにあつては当該旅行代理店へ照会をすることなどで対応を図ってまいります。

イ 契約事務について

(ア) 公有財産の賃貸借契約について

a 当組合では、今まで公有財産の分類を明確に行っておらず、当該財産の貸付を行っていた。

今回行政財産、普通財産の分類整理を行ったところであり、今後の貸し付けについては適正な契約手続きを行うよう努めてまいります。

b 当該契約書の契約期間条項については、契約相手方である雲仙市と協議を行い、内容見直しを行う予定としております。

(イ) 予定価格調書の作成について、予定価格を入札価格と同様の消費税抜きの金額であるものと認識をしていたことから、当該予定価格については総務課長決裁の500万円以下と判断したものである。

今後は適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 船舶チャーター料金の減免について

当該チャーター船については、地元の婚活支援事業の推進及び地域貢献の一環であることからチャーター船運航に係る経費相当分を使用料金としていたものである。

今回、公益的なチャーター船使用に関する取扱要領を定めたところであり、適正な運用を行ってまいります。

エ 固定資産に該当しない物品の管理について

物品取得後の定期点検等については、重要度のいかんに係わらず管理を行っていなかった。

今後は、物品管理簿を作成し、重要な物品に関しては定期点検を行うなど、適正な管理に努めてまいります。

オ 特殊勤務手当（食料手当）の支給について

食料手当については、全日数勤務しなかった月は支給しないという考えのもと支給していたが、食料手当に関する規定を整備する際に公務による負傷等による場合は支給できるとなっていたものである。

当該手当について、既に関係規則の改正を行い、理由のいかんに関わらず、全日数勤務しなかった月は支給しないよう規定を改めました。